

令和6年第2回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月28日(水) 午前9時30分～午前9時41分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 畑 雄 二
会長職務代理 18番 田 中 政 幸
委員 1番 安 藤 直 樹 2番 千 葉 芳 枝
3番 五十嵐 勝 4番 山 田 和 正
5番 長谷川 彰 徳 6番 岩 間 秀 一
7番 貞 廣 樹 良 8番 赤 澤 良 一
9番 伊 藤 貢 三 10番 峯 崎 光 行
11番 鈴 木 英 昭 12番 吉 田 彰
13番 中 澤 裕 幸 14番 土 屋 典 昭
15番 太 田 英 樹 16番 鈴 木 孝 典
17番 白 木 義 一

欠席委員(0名)

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 推薦第1号 美唄市都市計画審議会委員推薦の件
 - 第5 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

令和 6 年第 2 回農業委員会総会

議 長	ただいまより、令和 6 年第 2 回美唄市農業委員会総会を開会いたします。 つぎに日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号 1 5 番太田秀樹委員、1 6 番鈴木孝典委員を指名いたします。 つぎに、日程の第 2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日 1 日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日 1 日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第 3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第 4、推薦第 1 号、美唄市都市計画審議会委員推薦の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました推薦第 1 号、『美唄市都市計画審議会』委員推薦の件について、ご説明いたします。 これは、『美唄市都市計画審議会』委員 2 名を推薦するもので、【美唄市都市計画審議会条例】において、「この審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画等に関し審議し、意見を答申する」とあります。 委員は市議会推薦 4 名、農業委員会推薦 2 名、学識経験者 6 名で構成されています。従来より、会長及び会長職務代理者を推薦していることから、畑会長、田中会長職務代理者を推薦することが、適当と思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市都市計画審議会』委員の推薦につきましては、事務局説明のとおり推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、事務局説明のとおり推薦することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第5、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
山下次長	事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。
	このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。
	これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
	(議案朗読省略)
	なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。
	場所につきましては、議案第6号資料のとおりとなっております。
	以上で説明を終わります
議長	ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり許可することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第6、議案第7号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
	なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。
	番号1番・2番の審議を行いますので、貞廣委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
	(貞廣樹良委員 一時退席) 事務局から番号1番・2番について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第7号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番・2番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は所有権移転です。

(議案朗読省略)

番号1番・2番の田の単価についてご説明します。番号1番・2番ともに畑地化促進事業の対象となっており、水田活用の直接支払交付金の対象外水田の扱いとなります。現況は田ですが畑の扱いとなりますので、単価が低く設定されているものです。

なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、13ページ別添2調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第7号資料番号1番・2番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、2月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番・2番について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(貞廣樹良委員 着席)

引き続き、事務局から番号1番・2番以外について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第7号、番号1番・2番以外についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は3番・4番は所有権移転、5番から22番までは賃借権設定となっています。

(議案朗読省略)

番号3番の田の単価についてご説明します。令和8年度までに水張りを行う見込みのない農地であり、今後、水田活用の直接支払交付金の対象外水田となる見込みのため、現況は田ですが畑の扱いとして単価が低く設定されているものです。

なお、番号3番から20番は個人が利用権の設定等を受けるものであり12ページ別添1調査書、21番・22番は法人が利用権の設定等を受けるものであり13ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第7号資料番号3番から22番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、2月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番・2番以外について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第2回農業委員会総会は閉会いたします。